

# 「短期入所生活介護 コンフォート北崎」 運営規程

## 短期入所生活介護

### 介護予防短期入所生活介護

#### (事業の目的)

第1条 医療法人 利靖会が開設する「短期入所生活介護 コンフォート北崎」(以下「事業所」という。)が行う短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

#### (運営の方針)

第2条 事業所の生活相談員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練により、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

#### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 短期入所生活介護 コンフォート北崎
- ② 所在地 大府市北崎町五丁目5番地

#### (職員の職種、員数)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1人
- ② 医師 1人以上
- ③ 生活相談員 1人以上(常勤換算。内、常勤職員1人以上)
- ④ 管理栄養士 1人以上
- ⑤ 看護職員又は介護職員 7人以上(常勤換算。内、常勤職員1人以上)
- ⑥ 機能訓練指導員 1人以上

#### (従業者の職務内容)

第5条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- ① 管理者は、短期入所生活介護に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- ② 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- ③ 生活相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- ④ 管理栄養士は、献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理を行う。
- ⑤ 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の居宅サービス計画に基づく看護を行う。  
介護職員は、利用者の居宅サービス計画に基づく介護を行う。

- ⑥ 理学療法士及び作業療法士は、リハビリテーションプログラムを作成するとともに機能訓練の実施に際し指導を行う。

### (利用定員)

第6条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

21名

### (短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容)

第7条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
- ② 日常生活動作の機能訓練
- ③ 健康チェック
- ④ 送迎

### (利用者負担の額)

第8条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料額は、介護報酬の告示上の額とし、当該短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額と事業所設定金額とのどちらか低い額とする。

#### 2 その他の費用

事業所は次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額と事業所設定金額とのどちらか低い額とする。

- ① 滞在費  
多床室 970円/日  
個室 2,000円/日
- ② 特別な室料としての追加的費用 2,000円/日 (税別)
- ③ 日常生活において通常必要となる費用として利用者が負担すべき費用として  
日常生活費 300円/日  
教養娯楽費 200円/日
- ④ 食費  
1日あたり 1,850円/日  
(朝食450円、昼食700円、夕食700円)  
ハーフ食 1,500円/日  
(朝食360円、昼食570円、夕食570円)
- ⑤ 理美容代  
カット 2,500円/回
- ⑥ 前各項の費用、その他の費用で利用者が負担すべき費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族等に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には予め利用者又はその家族に対し説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

### (通常の送迎の実施地域)

第9条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

大府市、豊明市、刈谷市、知立市、名古屋市緑区、東浦町、東海市、東郷町

### (緊急時等における対応方法)

第10条 生活相談員等は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

### (サービスの利用に当たっての留意事項)

第11条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

### (虐待の防止等)

第12条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について事業所職員に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ④ 上記①から③までを適切に実施するための担当者を置く。

### (身体の拘束等)

第13条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合、適正な手続きのもと、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

### (褥瘡対策等)

第14条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針(別添)を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

### (非常災害対策)

第15条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- ① 防火管理者には、事業所職員を充てる。
- ② 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- ③ 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- ④ 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- ⑤ 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

- ⑥ 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ・ 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
  - ・ 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
  - ・ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時
- ⑦ その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- ⑧ 訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

#### **(業務継続計画の策定等)**

第16条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

#### **(事故発生の防止及び発生時の対応)**

第17条 当事業所は、利用者に対する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者の家族・居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

#### **(職員の服務規程)**

第18条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- ① 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- ② 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- ③ お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

#### **(職員の質の確保)**

第19条 当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

#### **(職員の勤務条件)**

第20条 当事業所職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人利靖会の就業規則による。

#### **(職員の健康管理)**

第21条 当事業所職員は、当事業所が行う年1回の健康診断を受診すること。

ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

### (衛生管理)

第22条 施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- ① 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会。をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ③ 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- ④ 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- ⑤ 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

### (守秘義務)

第23条 当事業所職員に対して、当事業所職員である期間および当事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当事業所職員等が本規程に反した場合は、違約金を求めるものとする。

### (その他運営に関する重要事項)

第24条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、当事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、当事業所内に掲示する。
- 3 当事業所は、適切な短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人利靖会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

### 附則

この規定は、平成27年9月1日から施行する。

平成28年6月1日から施行する。

平成29年6月1日から施行する。

平成30年2月1日から施行する。

平成30年4月1日から施行する。

令和元年5月1日から施行する。

令和3年5月1日から施行する。

令和4年6月1日から施行する。

令和5年12月15日から施行する。

令和7年4月1日から施行する。